

神奈川県保健医療計画 改定骨子（案）

第1部 総論

第1章 基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

- 神奈川県では、すべての県民が健やかに安心してくらせる社会の実現に向けて、保健医療施策の総合的な基本指針である「神奈川県保健医療計画」を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心したくらしの重要な基盤となる保健医療提供体制の整備に努めており、第5次神奈川県保健医療計画を平成20年3月に策定した。
- 平成24年3月の医療法施行規則の改正により、これまでのがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の4疾病に、新たに精神疾患を加え5疾病について、医療連携体制を計画に記載することとされた。
- さらに、平成24年3月に「医療提供体制の確保に関する基本方針」の改正により、居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）に関する医療連携体制を計画に記載することとされた。
- また、本県では、今後10年程度先を見据えた本県の医療の課題解決の方向性・取組みを示す「神奈川県医療のグランドデザイン」を平成24年5月に策定した。
- 同グランドデザインは、地域に根ざした医療、開かれた医療と透明性の確保、病気にならない取組みの推進の3つの視点から目指すべき医療の姿を検討し、連携・協働・自律の医療の推進、医療情報のオープン化・共有化、健康寿命の延伸等について盛り込んだものである。
- こうした動きや、今後の急速な人口の高齢化の進展など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した質の高い効率的な保健医療提供体制を整備するため、第6次計画を策定することとした。

第2節 計画の基本理念

- すべての県民が健やかに安心してくらせる社会の実現に向けて、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本原則として、保健医療提供体制を整備する。

第3節 計画の性格

- この計画は、医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。
- 本県では、昭和62（1987）年に初めて策定し、第2次計画を平成4（1992）年に、第3次計画を平成9（1997）年に、第4次計画を平成14（2002）年、第5

次計画を平成20（2008）年に策定した。

- この計画は、県民が本県の保健医療提供体制の実情を把握し、今後の施策の方向性について理解を深め、主体的に取り組むことを支援するものである。

第4節 計画期間

- この計画は、平成25（2013）年を初年度とし、平成29（2017）年度までの5年を計画期間とする。

第2章 神奈川県 の保健医療の現状

- 第1節 人口
- 第2節 生活習慣病の状況
- 第3節 受療状況
- 第4節 医療施設・医療従事者の状況

第3章 保健医療圏と基準病床数

- 第1節 保健医療圏
- 第2節 基準病床数

第2部 各論

第1章 事業別の医療体制の整備・充実

- 第1節 総合的な救急医療体制
- 第2節 精神科救急医療体制
- 第3節 小児医療対策
- 第4節 周産期医療対策
- 第5節 災害時における医療体制
- 第6節 在宅医療体制（※1）

第2章 疾病別の医療連携体制の構築

- 第1節 がん対策
- 第2節 脳卒中対策
- 第3節 急性心筋梗塞対策
- 第4節 糖尿病対策
- 第5節 精神疾患対策（※1）

第3章 医療従事者の確保対策の推進

- 第1節 医師
- 第2節 看護職員
- 第3節 薬剤師
- 第4節 その他の医療・介護従事者

11月第5回までに
文書を示す。

※委員が「グランドデザイン固執せず。
本来の医療計画とすべき」と指摘あり。

→ おれも同感。

本来の医療計画の中身を議論すべきのに
今事ごり押ししてそれを押し進めようとする
医師会系の委員の対応が問題である。

おれは医師会が正しいと考えている。

早くその不毛な議論を終わらせよう。

「住民の視点」が抜けている、と委員の指摘あり。

歯科医も入るべきではないかと
意見あり。

第4章 医療の情報化の推進

第1節 医療機能情報の提供

第2節 ICTを活用した医療情報の共有（※2） ← 「マイレック」はまだ海苔とも山苔とも」とい 指摘あり。

第5章 総合的な医療安全対策の推進

第6章 患者の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備

第1節 かかりつけ医（かかりつけ歯科医）の普及

第2節 地域医療支援病院の整備

第3節 公的病院等の役割

第4節 医療に関する県民・患者の選択支援

第5節 薬局の役割と医薬品の安全確保

第6節 血液確保対策と適正使用

第7節 臓器移植・骨髄等移植対策

第8節 開かれた医療の取組み（※2） ← 白紙委任では、という事務局の姿勢に批判強い。 特区の話。

第7章 保健・医療・福祉をつなぐしくみづくりの推進

第1節 高齢者対策

第2節 障害者対策

第3節 母子保健対策

第4節 リハビリテーション

第5節 難病対策

第6節 終末期医療（※2）

第8章 生涯を通じた健康づくりの推進

第1節 かながわ健康プラン21

第2節 メンタルヘルス対策

第3節 歯科医療機関の役割と歯科保健対策

第4節 未病を治す取組み（※2） ← 医師会2巻ではじめ大半の巻が

第9章 その他の疾病対策等

第1節 感染症対策

第2節 肝炎対策

第3節 アレルギー対策

第4節 健康危機管理体制

第3部 各地域の課題と施策の方向性

第1節 横浜

第2節 川崎

第3節 相模原

次ページ最後まで
現在作成中。

第4節 横須賀・三浦

第5節 湘南東部

第6節 湘南西部

第7節 県央

第8節 県西

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

第2章 計画の進行管理（数値目標を含む）

第1節 進捗状況の評価

第2節 評価結果の公表

第5部 参考資料

※1 国の医療計画作成指針に基づき、新たに位置づけた項目

※2 神奈川県医療のグランドデザインに基づき、新たに位置づけた項目

現在作成作業中。

「これは各地域で計画が組み立てられていて、今回は国が組み立てる。」

A4を隔て2ページ程度のものを想定している。

今、平井にすすめている」と事務局から説明。

11月以外には素案が出来て 委員には郵送するとのこと。

「医療費適正化計画は県計画が別で、医療計画との接点は低い」と事務局。